

令和4年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省3-1-4)

政策名	1 経済産業	施策名	1-4 基準認証			
施策の概要	我が国の基準認証制度の基礎となっている産業標準の整備、適合性評価、知的基盤整備等を一体的に推進する。					
達成すべき目標	○我が国企業の競争優位を強固にする国際標準の確立、産業競争力強化に資する国内規格等の策定、世界的に通用する認証基盤の整備等を通じ、国内外の市場における我が国企業の戦略的な事業展開を促進するとともに、国内外の市場を創出する。 ○国民生活の安全と経済産業の基盤を支えるため、計量標準等の知的基盤の整備及び利用促進を図るとともに、計量制度の効果的な運用を行うことで、企業活動等の質を高め、国富の増大を図る。					
施策の予算額、執行額等	区分		2年度	3年度	4年度	5年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2,524	2,661	2,960	2,908
		補正予算(b)	▲ 22	▲ 5	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	2,502	2,655	2,960	
	執行額(百万円)		1,982	2,017	2,390	
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定) ・統合イノベーション戦略2022(令和4年6月3日閣議決定) ・知的財産推進計画2022(令和4年6月3日知的財産戦略本部会合決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ(令和4年6月7日閣議決定) ・標準化官民戦略(平成26年5月15日標準化官民戦略会議決定)					

測定指標	1	標準化機関における幹事国引受数(件)	基準値	実績値					目標値	達成
			22年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	令和5年度	達成
			78	101	102	103	103	－	100	
		年度ごとの目標値		－	－	－	－	－		
	2	「新市場創造型標準化制度」を用いて規格を制定した事業者のうち、事業拡大効果を得られた者の割合	基準値	実績値					目標値	達成
			令和2年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	令和12年度	－
			－	－	－	29(%)	29(%)	－	80(%)	
		年度ごとの目標値		－	－	－	－	－		
	3	適正な計量の実施を確保し、経済及び文化の向上に寄与する。	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成	
			計量器の国際的な技術基準策定や証明書制度の活用に関する勧告等の策定において、各作業委員会での積極的な参加、提案等を通じて、我が国の計量標準の国際的同等性の確保及び法定計量制度の国際標準化を推進した。国際法定計量会議により、国際文書3件が承認・改定された。					国民生活の安全と経済産業の基盤を支えるため、我が国の法定計量制度の国際標準化を推進することで、計量制度の効果的な運用を行う。	達成	

参考指標	1	ISO・IECへの国際標準提案件数 【3ヶ年平均】	基準値	実績値						
			－	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
			－	162	154	139	124	－	－	－
	2	産業標準の制定及び改正の件数 【当該年度】	基準値	実績値						
			－	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
			－	544	465	427	443	－	－	－
	3	JISマーク認証契約数 【当該年度】	基準値	実績値						
			－	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
			－	8,483	8,357	8,292	8,182	－	－	－
	4	知的基盤の整備数 (計量標準) 【累計】	基準値	実績値						
			－	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
			－	919	922	928	937	－	－	－
	5	知的基盤の整備数 (微生物遺伝資源) 【累計】	基準値	実績値						
			－	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
			－	93,392	94,077	94,665	95,206	－	－	－
	6	計量士の登録件数 【当該年度】	基準値	実績値						
			－	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
			－	561	454	464	530	－	－	－

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
		(判断根拠)	「標準化機関における幹事国引受件数」が、令和3年度末現在で103件(ドイツ、米国についてフランスとともに世界第3位の水準)となり、100件としていた目標を達成。 「新市場創造型標準化制度」を用いて規格を制定した事業者のうち、事業拡大効果を得られた者の割合については、令和2年4月以降に策定された規格を対象としており、現在の対象事業者は14事業者である。規格は制定から普及、事業拡大効果を生むまでに時間を要するが、すでに4事業者で事業拡大効果が出ている状況であり、令和12年度の目標達成に向け、引き続き事業拡大効果が出るよう取り組んでいく。
評価結果	施策の分析	我が国企業の競争優位を強固にするため、引き続き、産業競争力強化に資する規格等の策定を戦略的に進めた。具体的な取組事例は以下の通り。 ・自動運転の緊急場面で衝突を回避する為に、自動的にハンドル操作を行う、もしくはドライバーのハンドル操作を支援する制御システムは、人身等の安全性を確保する観点から非常に高い信頼性が求められる。日本の部品メーカーは、こうした自動運転にかかる制御システムに対して、高性能な各種部品の供給が可能であり、日本の自動車メーカーも高度な機能を有するシステムを構築できる技術力を有している。こうした背景の下、日本は、当該自動運転の制御システムに関する機能要件、性能評価手法を規定した国際規格を、日本が国際議長を務める ISO/TC204 (ITS 高度道路交通システム)/WG14 (走行制御)に提案し、ISO 23375として令和5年2月に発行。本規格の活用により、日本の技術力を十分に発揮し、日本企業の市場拡大にも資することが期待される。	・家庭や店舗など人と共存する場所で使用されるサービスロボットは、不意の衝突があった際には自動的に停止するなど安全性の確保が求められる。自動停止を確実に行うに当たって、少ないセンサーで接触の検知を可能としつつ、万一の衝突時にはその衝撃を吸収するという二つの機能を兼ね備えた「衝撃吸収型接触検知外装カバー(接触検知カバー)」が開発された。その品質の適正な評価を図るべく、これまで存在していなかった接触検知および衝撃吸収の度合いの評価手法を確立した。具体的には、新市場創造型標準化制度を活用し、製品の性能を評価する試験方法を規定したJISを令和5年3月に制定。本JISの制定により、企業はこの接触検知外装カバーの性能を広く周知することができるようになったとともに、ロボット用の保護装置としての市場拡大にも資するものと期待される。
		・人工知能(AI)分野では、AIを安全かつ安心に利活用するために、世界各国でAIの開発や利用に関する原則や規制の検討に向けて標準を活用する動きがある。そのためAI及びAIシステムの機能や性能、安全性の共通理解に向けて、AIシステムのライフサイクルや品質保証を国際標準として規定することで、信頼できるAI及びAIシステムについて国際的なコンセンサスが形成されるよう、ISO/IECの合同専門委員会(JTC1/SC42)にて規格開発中。日本からは、これまでAIの品質保証(機能安全)、データ品質、ライフサイクル、ユースケースの標準化を行うとともに、令和4年8月にはヒューマン・オーバーサイトの標準化予備提案を実施。また、各国提案の標準化策定にも積極的に参画。	・知的基盤の整備については、カーボンニュートラルやデジタルトランスフォーメーション(DX)、国土強靱化(防災・減災)への対応など緊急を要する国家的、国際的な課題のトレンドを踏まえ、計量標準・計測分野、微生物遺伝資源分野及び地質情報分野の3分野において、取り組むべき社会課題に対する具体的なアクションや、社会情勢を踏まえ直ちに重点化・加速化すべき政策をとりまとめ、令和3年5月に「知的基盤整備計画(第3期)」を公表した。令和3年度から当該計画に基づき取組を開始し、令和5年1月には進捗状況及び今後の取組についての審議を実施した。
		・計量制度については、自治体との連携や計量士の適切な活用等により、適正計量の確保を継続しつつ、自動捕捉式はかりの使用の制限の開始(令和6年4月1日)に向け、器差検定を中心とした指定検定機関として民間事業者1社を新たに指定した。また、自動はかり3器種(ホップスケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケール)については、使用の制限を早期に開始すべき状況に至っていないことを踏まえ、円滑な検定の実施のための措置として使用の制限の開始日を5年延期する(令和5年4月1日→令和10年4月1日 等)旨の政令改正を実施した。	・平成30年のJIS法改正によりJISマーク表示制度の対象に追加された電磁的記録(ソフトウェア・データ等)に関して、令和4年5月、電磁的記録についての認証を行う登録認証機関の第一号を登録した。また、同年6月には、当該登録認証機関が電磁的記録に係るJISマーク表示事業者の第一号となる事業者(携帯デバイス向けアプリを作成・販売する事業者)を認証した。今後、JISマーク表示制度を通じて、ソフトウェア等の品質向上や取引円滑化などが期待される。

評価結果	次期目標等への反映の方向性	領域横断的分野も含めた標準化の対象分野の拡大、国際社会における新興国の存在感の高まりに伴い各国の標準化活動の主導権争いが激化している。官民連携体制を強化し国際標準化のための戦略や推進体制の議論等を行い、必要な見直しを検討していく。		
学識経験を有する者の知見の活用		有識者と意見交換を実施し、その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		日本産業標準調査会、国際標準化機構及び国際電気標準会議の公表情報、国際法定計量機関対応報告書、知的基盤整備計画		
担当部局・課室名		産業技術環境局 基準認証政策課	政策評価実施時期	令和5年8月